

第 23 回

安平町子ども・子育て会議

議案

と き 令和6年2月19日(月) 15:00~
ところ 安平町総合庁舎(早来庁舎)大会議室

日程

- (1) 委嘱状交付
- (2) 町長 開会あいさつ
- (3) 事務局説明
 - ① 本会議の流れ（全体説明）について
 - ② 安平町子ども・子育て会議の概要について : 資料1
- (4) 審議事項【当会議にてご決定いただくもの】
 - ① 令和6年度 就学前教育・保育施設の利用定員について : 資料2
- (5) 協議事項【委員の皆様よりご意見をいただきたいもの】
 - ① 第3期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた方向性 : 資料3
- (6) 報告事項【委員の皆様へご報告させていただきたいもの】
 - ① 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）R5活動状況報告及び今後の展望 : 資料4
 - ② 児童館（早来児童センター）の開館時間の変更 : 資料5
- (7) 委員発議
 - ① 山城委員 ～病児保育及び小学校登校前の朝預かりについてのアンケート結果
※紙ベースの方へは当日配布、データの方へは事前配布
 - ② その他 ～当日発議あれば
- (8) その他連絡事項等
- (9) 町長 閉会あいさつ

令和6年2月19日開催

第23回安平町子ども・子育て会議

資料1

安平町子ども・子育て会議の概要について

安平町子ども・子育て会議の概要について (設置根拠：安平町子ども・子育て会議条例)

子ども・子育て会議

(1)役割

子ども・子育て支援法に定める事務や子ども・子育てに関する町の施策について、町長・教育委員会の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の定員の設定について
- ②安平町子ども・子育て支援事業計画の策定、変更、実施状況の点検・評価について
- ③町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について

(2)組織

- ①委員：15人以内 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和5年11月1日～令和7年10月31日※工藤委員～令和6年3月31日）
- ③役職：委員長、副委員長（各1名）
- ④事務局：教育委員会事務局

付託・報告

子育て支援部会

(1)役割

- ①認定こども園・保育所・幼稚園等の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ②地域子育て支援事業、妊婦検診、一時預かり、放課後児童クラブ等の事業量、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和5年11月1日～令和7年10月31日）
- ③役職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局学校教育グループ

青少年部会

(1)役割

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和5年11月1日～令和7年10月31日）
- ③役職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局教育指導グループ

委員・部会委員名簿 (任期：R5.11.1～R7.10.31)

■子ども・子育て会議委員 (第3条関係)

No.	役職	所属	氏名 (敬称略)	フリガナ	備考
1		安平町長	及川 秀一郎	オйкаワ シュウイチロウ	
2		安平町教育委員会教育長	種田 直章	タネダ ナオアキ	
3		安平町校長会	渡辺 知峰	ワタナベ トモミネ	
4		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	
5		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	
6		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	竹中 陽亮	タケナカ ヨウスケ	
7		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	
8		有識者/保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	
9		安平町PTA連合会会長	工藤 誠二	クドウ セイジ	
10		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	
11		安平町民生委員協議会会長	中村 カ	ナカムラ ツトム	

【参考】子ども・子育て会議部会 (第7条関係)

◎子育て支援部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	会議委員兼務
2		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	竹中 陽亮	タケナカ ヨウスケ	会議委員兼務
3		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	会議委員兼務
4		有識者/保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	会議委員兼務
5		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	会議委員兼務
6		有識者	松田 剛史	マツダ タケシ	
7		安平町民生委員協議会主任児童委員	垣内 敦子	カキウチ アツコ	
8		子育てサポーターの会ありす会長	川崎 知子	カワサキ トモコ	
9		安平町人権擁護委員協議会代表	小野寺 捷	オノデラ チカシ	
10					

◎青少年部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		安平町民生委員協議会会長	中村 カ	ナカムラ ツトム	会議委員兼務
2		安平町PTA連合会会長	工藤 誠二	クドウ セイジ	会議委員兼務
3		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	会議委員兼務
4		安平町校長会	渡辺 知峰	ワタナベ トモミネ	会議委員兼務
5		北海道追分高等学校校長	石若 拓哉	イシワカ タクヤ	
6		安平町更生保護女性会会長	長山 絹枝	ナガヤマ キヌエ	
7		苫小牧警察署早来駐在所所長	安藤 輔克友	アンドウ タカトモ	
8		保護司	八木 響子	ヤギ キョウコ	
9		安平町防犯協会会長	工藤 隆男	クドウ タカオ	
10		有識者	野村 治男	ノムラ ハルオ	
11		有識者	丸子 明人	マルコ アキヒト	

安平町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、安平町（以下「町」という。）が実施する児童福祉法（平成22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を、委員の中から互選する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第7条 会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(事務)

第8条 会議の事務は、教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員及び臨時委員に対し、安平町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年条例第38号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(安平町青少年問題協議会条例の廃止)
- 2 安平町青少年問題協議会条例(平成18年安平町条例第76号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において委嘱又は任命されている安平町青少年問題協議会の委員の任期は、この条例による廃止前の安平町青少年問題協議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。

(準備行為)

- 4 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される会議の委員の選任のための手続及びこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年安平町条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表職名等の欄中「、青少年問題協議会、文化財保護委員会及び学校給食センター運営委員会」を「文化財保護委員会、学校給食センター運営委員会及び子ども・子育て会議」に改める。

安平町子ども・子育て会議運営要綱

平成25年 8月 2日

改正 令和元年11月13日

改正 令和4年9月29日

安平町子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、安平町子ども・子育て会議条例（平成25年安平町条例第28号。以下「条例」という。）により設置される安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理人の出席等)

第3条 委員長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席)

第4条 会議は、具体的な検討にあたっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

(会議の公開等)

第5条 会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を

とることができる。

(議事録)

第6条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第7条 条例第7条の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

- (1) 子育て支援部会
- (2) 青少年部会

(所掌事項)

第8条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子育て支援部会
 - ア 幼児期の学校教育・保育の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期の検討
 - イ 地域子ども・子育て支援事業の事業量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の検討
 - ウ 子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討
 - エ その他必要な事項
- (2) 青少年部会
 - ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議
 - イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整

ウ その他必要な事項

(庶務)

第9条 部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるグループにおいて処理する。

- (1) 子育て支援部会 教育委員会学校教育グループ
- (2) 青少年部会 教育委員会教育指導グループ

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 第1条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

令和6年2月19日開催
第23回安平町子ども・子育て会議
資料2

令和6年度の就学前教育・保育施設の 利用定員について

子ども・子育て支援新制度における定員の考え方

【利用定員】

認可定員の範囲内で施設からの申請に基づき市町村が確認し設定する定員



〔 ・ 給付費の単価の基準となるもの
・ 子ども・子育て支援事業計画の確保の内容 〕 に影響する。

【認可定員】

教育・保育施設の設置にあたり都道府県に認可若しくは認定された定員

○基本的には、認可定員＝利用定員となるが、恒常的に利用人員が少ない場合などは

認可定員＞利用定員とすることも可能

○実際に利用している人数が、1号認定は2年度間連続、2・3号認定は5年度間連続で利用定員の120%以上である場合には、ペナルティとして給付費が減額されます。

○市町村が利用定員を定めようとするときには、地方版子ども・子育て会議の意見を聴取し、都道府県と協議をしなければならない。

※参考 子ども・子育て支援法第31条第2項

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

令和6年度の利用定員の設定について（案）

【用語説明】

子ども園：認定こども園の当町における呼称。幼稚園と保育園機能を有する。

1号：幼稚園部入園者

2号：保育園部（3歳以上）入園者

3号：保育園（3歳未満）入園者

はやきたゆきだるま保育園：リズム学園がR3.11.1開園した小規模保育事業所

小規模保育事業所：定員最大19名で実施される比較的小規模な保育施設

令和5年度					令和6年度				
区分		認可 定員	利用 定員	見込 園児数	区分		認可 定員	利用 定員	見込 園児数
はやきた子ども園	1号	60人	70人	63人	はやきた子ども園	1号	60人	70人	59人
	2号	60人	50人	61人		2号	60人	50人	78人
	3号	30人	30人	41人		3号	30人	30人	30人
	計	150人	150人	165人		計	150人	150人	167人
おいわけ子ども園	1号	25人	15人	12人	おいわけ子ども園	1号	25人	15人	12人
	2号	42人	40人	36人		2号	42人	30人	28人
	3号	23人	20人	18人		3号	23人	20人	19人
	計	90人	75人	66人		計	90人	65人	59人
はやきたゆきだるま保育園	1号	0人	0人	0人	はやきたゆきだるま保育園	1号	0人	0人	0人
	2号	0人	0人	0人		2号	0人	0人	0人
	3号	19人	12人	10人		3号	19人	12人	10人
	計	19人	12人	10人		計	19人	12人	10人

令和6年2月19日開催
第23回安平町子ども・子育て会議
資料3

次期（第3期）安平町子ども・子育て支援事業 計画の策定について

第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定スケジュール

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき、第2期の「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間として策定しています。

そのため、次の5年間（令和7（2025）年度～令和11（2030）年度）を計画期間とする、第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和6年度中に策定する必要があります。

次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた今後のスケジュール（イメージ）

<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査/子どもの権利意識調査 【令和5（2023）年10月 ～令和6（2024）年6月】 ※第2期：令和元年12月実施 ○素案提示・意見聴取〈子ども子育て会議〉 ○ニーズ調査票配布・回収 〈未就学児保護者向け〉 〈就学児童保護者向け〉 ○子どもの権利意識調査票配布・回収 〈就学児童・生徒向け〉（小中学生対象） ※北海道文教大学と包括連携協定を結んでおり、当町の教育・子育ての研究の一環で共同実施する計画 ※ユニセフパイロット調査 ○ニーズ調査の集計・分析 ○子どもの権利意識調査の集計・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○現計画の反省評価 【令和5（2023）年1月 ～令和6（2024）年6月】 ※第2期：令和元年11月～令和2年3月 庁舎内の評価 子ども・子育て会議の評価
---	---

<p>【令和6（2024）年7月～令和7（2025）年3月】※第2期：令和元年11月～令和2年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次期計画（素案）作成 ○素案提示・意見聴取 〈子ども子育て会議〉 令和6年10月頃・令和7年2月頃 ○次期計画（案）決定 令和7年2月 ○パブリックコメント実施〈一般住民向け〉 準備：令和7年1月 実施：令和7年2月 〔方法〕町ホームページ掲載・町担当窓口閲覧・町広報誌掲載 ○次期計画決定 令和7年3月上～中旬 ○次期計画報告〈安平町教育委員会・安平町議会・北海道〉 教育委員会：決定後の直近委員会にて 安平町議会：決定後の直近議会又は全員協議会等にて 北海道：令和7年3月中旬提出 → 3月下旬承諾

第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定のポイント（総論）

次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けては、昨今の法整備の状況等を踏まえ、次のとおり進めていきます。

①アンケート調査結果の反映

次のとおり実施されるアンケート調査結果について、適切に反映していきます。

- 安平町・文教大共同研究アンケート調査【資料 P15・16】
- R5 年度ユニセフ「子どもの権利」学校アンケート パイロット調査【資料 P17-20】

②委員提案の反映

これまでの会議でご提案いただいた内容を【資料 P21】で整理しています。
今後の作業の中で適切に反映させていただきます。

③こども基本法に基づく対応

こども基本法第 10 条において、次の通り規定されています。【資料 P22-31 参照】

「市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定める」
この計画は、既存の各法律に基づく計画と一体的に定めることが可能とされていることから、当町においてはこの「市町村こども計画」と次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」を一体的に定めるものとして策定する方針とします。

これに合わせて、子どもにまつわるその他の計画についても、この計画に包含することができないか検討を進めていきます。

なお、この計画の策定に当たっては、昨年 12 月 22 日に閣議決定された「こども大綱」に合わせて発表された「こども未来戦略マップ」【資料 P32 参照】を参考イメージとし、出産前から大人になるまで道のり、ひとりのお子さんの成長・発達プロセスに寄り添って、安平町が包括的にフォローしている事実を可視化できるものとするを旨とします。

④名称変更

こども基本法施行に基づき、新たな段階へ移行することを踏まえ、次期計画の名称を「安平町子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）計画」とするなど、安平町らしいものへ変更し、それに合わせて当会議名称も「安平町子どもにやさしいまちづくり会議」などへ改めたいと考えますが、みなさんいかがでしょうか？

第3期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定のポイント（各論）

次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた、各事業の現段階における方向性を整理します。

①子ども家庭センターの設置検討

令和6年4月1日より、設置が努力義務化されます。

これは、既存の母子保健における「子育て世代包括支援センター」機能と、児童福祉における「子ども家庭総合支援拠点」機能を統合・再編しようとするものです。

当町においても、既に両機能を健康福祉課において有していることから、今後のあり方を検討中です。

令和7年度からの次期計画においては、これらの検討結果を具体的に反映していくことになります。

②病児保育事業の開始検討

現行「安平町子ども・子育て支援事業計画」では、実施に向けた「調査・検討を進める」という表現に留めていますが、これまでの「子ども・子育て会議」等においては、病児保育事業の種類の内「病後児対応型」の導入について検討を進める旨を共有してきたところです。

しかしながら、過日先進地視察による調査研究を実施したところ、「体調不良時対応型」が適切ではないかという結果がでています。【資料 P33-41】

今後の保護者のニーズ調査を踏まえながら、より効果的な事業開始を目指します。

③未就学保育及び学童保育の受入者数拡大検討

とりわけ早来地区において、未就学保育の提供者数が限界に近い状態です。加えて、学童保育（放課後児童クラブ）についても、定員を超えた状態が恒常化しています。

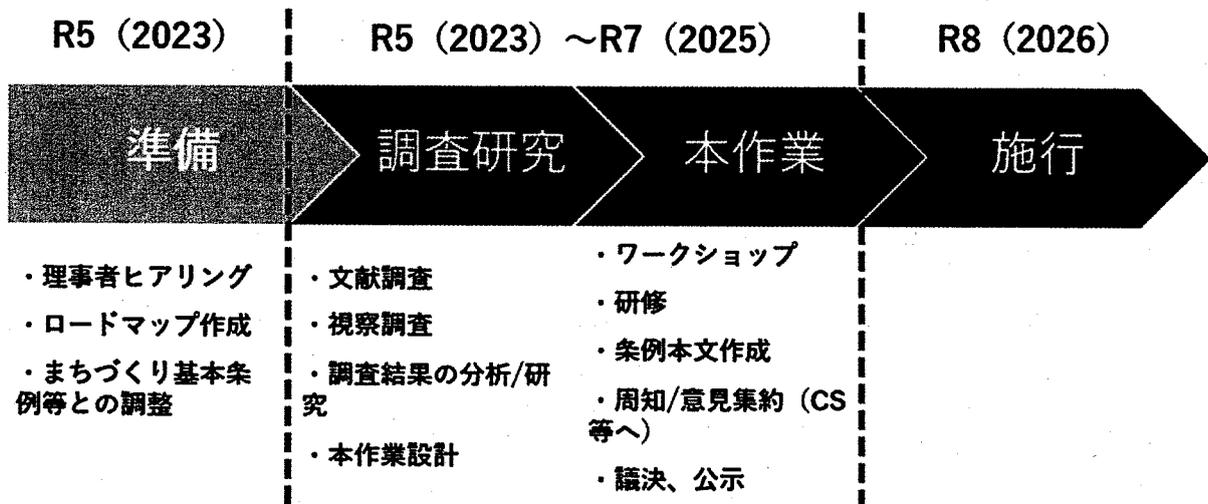
今後の社会情勢や保護者のニーズ調査を踏まえながら、受入者数を増やす検討を始めています。【資料 P42】

④安平町子どもの教育環境条例（仮称）の制定検討

次期計画においても、町長公約に掲げられる条例の制定を位置付けながら進めます。

現段階における進捗計画（ロードマップ）は、次頁のとおりです。

ロードマップ



安平町の 子育て・教育による地域活性化に関する アンケート調査

アンケートご協力をお願い

関係各位

令和5(2023)年11月吉日
北海道文教大学
加藤 裕明 (こども発達学科)
小山田 健 (国際教養学科)
連絡先: 北海道文教大学加藤研究室 (0123-29-8044)
hiro_iku07k@do-bunkyo-dai.ac.jp

このアンケートは、国の独立行政法人日本学術振興会、科学研究費助成事業(科学研究「基盤研究(C)」)「過疎自治体における子育て・教育・まちおこしの一体的取り組みに見る自律的論理」を研究テーマとして採択されたことにより実施させていただくものです。安平町教育委員会のご協力のもと、**安平町後援職員および安平町の各ども園、各学校の保育士・教職員をはじめご関係の皆さま**にお願
い申し上げます。ご回答は皆さまの自由意思によるものです。いただいた内容によって回答者個人が特定されることはありません。またデータは研究以外には使
用いたしません。記入時間は、7～8分程度です。どうぞ宜しくお願いいたします。
なお、ご回答は原則として右下のQRコードをお読み取りいただき、回答フォームからご回答をお願いいたします。(紙媒体でご回答いただく場合は12月1日(金)
までに安平町教育委員会までご返送ください。)

アンケート
回答フォーム



科学研究費助成金・基盤研究C (23K02113) 助成

↓この用紙にご回答いただく場合は、
番号に○をつけてください。

1 回答される方の年齢をお聞かせください。
① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代
⑤ 50代 ⑥ 60代以上

2 回答される方の性別をお聞かせください。
① 男性 ② 女性 ③ 無回答

3 あなたは、安平町民ですか。
① はい ② いいえ

4 3で①と回答された方におうかがいします。あなたの居住地区をお聞かせください。
① 追分 ② 安平 ③ 早来 ④ 遠浅
⑤ その他

5 3で①と回答された方におうかがいします。あなたは、安平町外から戻ってきた、もしくは他地域から移ってきた経験がありますか。
① ある ② ない (生まれた時から安平町 (*追分、早来、遠浅含む) 在住)

6 5で① (町外から戻ってきた、もしくは移ってきた)と回答された方におうかがいします。安平町に来て以後の居住歴を教えてください。
① 1年未満 ② 1年以上5年未満
③ 5年以上10年未満 ④ 10年以上15年未満
⑤ 15年以上20年未満 ⑥ 20年以上

7 あなたが勤務されている場所を以下の区分からお答えください。
① ども園 ② 小学校 (義務教育学校初・中等部含む)
③ 中学校 (義務教育学校高等部含む) ④ 高等学校
⑤ 町役場 ⑥ その他

8 安平町の教育施策について

(1) 第2次安平町総合計画]では、「子育て・教育」を、まちづくりの最重要項目としています。あなたは、「子育て・教育」とまちづくり(地域活性化)をどのようにつなげていくとよいと思いますか。(3つまで複数回答可)

① 園庭教育・外遊びの充実等、保育・幼児教育の充実によって子どもの声が響くまちにすする
② 2歳児以下の保険料完全無償化等子育て支援の拡充により、保護者が働きやすいまちにすする
③ 義務教育(小学校、中学校、義務教育学校)段階で、まちづくりの課題を授業に取り入れる
④ 高校教育段階で、まちづくりの課題を取り入れる
⑤ 高校生への就学支援金の拡充
⑥ 中学校や義務教育学校高等部段階で進学意識を高める
⑦ 高校段階で進学意識を高める
⑧ その他 (自由記述)

(2) 2021年、安平町は日本ユネスコ(国連児童基金)の「子どもにやさしいまちづくり事業」(CFCI)の実績自治体として、日本で初めて承認されました。あなたは、このことを知っていますか。

① はい ② いいえ

(3) 安平町が全国に先駆けてCFCIの実績自治体として承認されるに至るまでには、教育委員会を中心とする依拠内の自律的な動きがあったと考えられます。その場合、具体的にどのような面との関係が深いと考えられるでしょうか。特にそそう面をひとつお選びください。

① 昔から地域の子どもを大切に育む町民意識
② 教育委員会とども園・学校との連携からの連携
③ 教育委員会を中心とする依拠内の自律的な動き
④ 役場、教育委員会と民間企業、NPO等民生活の導入、連携
⑤ わからぬ
⑥ その他 (自由記述)

(4) CFCIの取り組みに関して、あなたが担当の日常業務*において、意識しておられることはありますか。次の中から特にひとつお選びください。
(*日常業務とは、一明であれば、年間計画案、指導案、授業案、予算書等の立案などがそれにあたるとお考えください。)

① 子どもが意見表明できるよう意識している
② 子どもが遊ぶ権利が保障されるように意識している
③ 子どもが生き残り(生命・自由)が保障されるように意識している
④ その他 (自由記述)
⑤ 意識していることはない
① ある ② ない

(5) 安平町では「遊育」[あびらほ]「ワクワク研究所」[ABIRA Talks]という4つの事業を通じて、様々な「遊び」から「挑戦」に繋げる社会教育・生涯教育としての「あびらほ教育プラン」に取り組んでいます。あなたは「あびらほ教育プラン」に参加したことがありますか。一度でもある方は①に○をつけてください。

(6) あなたは、「あびらほ教育プラン」は、どのような点でまちづくりにつながるとお考えでしょうか。次の中から特にひとつお選びください。

① 子どもの遊び場、学び場が増える点
② 子どもの仲間づくりの機会が増える点
③ 保護者(大人)のつながりが生まれる点
④ 大人の学びが豊かになる点
⑤ わからぬ
⑥ その他 (自由記述)

(7) 安平町は子育てと教育による地域活性化を推進しています。今後の安平町のさらなる活性化に向けて、社会教育・生涯学習と地域活性化をどうつなげるうえで、カギとなるポイントは何かとお考えでしょうか。(3つまで複数回答可)

① 子どもが地域への愛着・誇り(シビックプライド)を持てるようになる教育・学び
② 子どもが将来、地域人材として活躍できるようにする教育・学び
③ 高齢者や障がい者など社会的弱者の理解・支援のための教育・学び
④ 国際理解や異文化理解を深める教育・学び
⑤ 大人が地域への愛着・誇り(シビックプライド)を持てるようになる教育・学び
⑥ 大人が地域人材として活躍できるようにする教育・学び
⑦ その他 (自由記述)

9 コミュニティ・スクール(学校運営協議会を置く学校)について

(1) 安平町のコミュニティ・スクール(学校運営協議会を置く学校)は、2013(平成25)年、追分小学校への導入から始まり、現在では町内全てのども園、小学校、中学校、義務教育学校、高校に導入されています。あなたは、このことを知っていますか。

① コミュニティ・スクールでは学校と地域住民が力を合わせ、学校や地域の課題に取り組むこととされています。あなたは安平町のコミュニティ・スクールが、どのような点で学校や地域の課題に取り組んでいるか、どのような点でまちづくりにつなげたいか、次の中から特にひとつお選びください。

① 地域(代表者)が園長・校長の基本的運営方針に意見を述べること
② 地域が園・学校の保育士・教員人事について意見を述べること
③ 地域が子どもと学力を向上させること
④ 地域と学校が協力して地域の活性化に取り組むこと
⑤ 地域が子どもの安全を見守ること
⑥ わからぬ
⑦ その他 (自由記述)

(2) 「ふるさと教育・学校推進事業」(地域(マチ)は大きな学校)について

① こども園の活動や、学校の授業にさらに取り入れる
② 放課後子ども教室の遊びや学びとしてさらに取り入れる
③ 大人のための生涯学習として推進する
④ 高齢者のための生涯学習として推進する
⑤ 「ふるさと学習・学社融合推進事業」を、観光事業にリンクさせる
⑥ その他 (自由記述)

① はい ② いいえ

(3) 「ふるさと教育・学校推進事業」(地域(マチ)は大きな学校)について

① 安平町は、まちを知り学ぶ「ふるさと学習」と地域人材を、こども園の活動や学校教育に活用する「学社融合推進事業」をすすめています。あなたは、「ふるさと学習・学社融合推進事業」を、今後、どのようにすすめていくとよいと思いますか。次の中から特にひとつお選びください。

① 安平町には以前から「地域(マチ)は大きな学校」という言葉が聞かれてきたが、イメージするのには、どのようなことでしょうか。(3つまで複数回答可)

① 安平町は、子どもが地域の人々とともに自主的・自律的に学び、育つまちである
② 安平町は、地域(地区)の遠いにとらわれず、子どもたちが学び、育つまちである
③ 安平町は、官・民の遠いにとらわれず、子どもたちを育むまちである
④ 安平町は、地域住民がまちの子どもたちの教育について、他の課題よりも強く意識しているまちである
⑤ 安平町は、大人が地域の人々とともに自主的・自律的に学び、育つまちである
⑥ 安平町は、地域(地区)の遠いにとらわれず、大人が学びあうまちである
⑦ 安平町は、官・民の遠いにとらわれず、大人たちが学びあうまちである
⑧ 安平町は、地域住民が大人の生涯学習について、他の課題よりも強く意識しているまちである
⑨ その他 (自由記述)

10 「ふるさと教育・学校推進事業」(地域(マチ)は大きな学校)について

(1) 安平町は、まちを知り学ぶ「ふるさと学習」と地域人材を、こども園の活動や学校教育に活用する「学社融合推進事業」をすすめています。あなたは、「ふるさと学習・学社融合推進事業」を、今後、どのようにすすめていくとよいと思いますか。次の中から特にひとつお選びください。

① こども園の活動や、学校の授業にさらに取り入れる
② 放課後子ども教室の遊びや学びとしてさらに取り入れる
③ 大人のための生涯学習として推進する
④ 高齢者のための生涯学習として推進する
⑤ 「ふるさと学習・学社融合推進事業」を、観光事業にリンクさせる
⑥ その他 (自由記述)

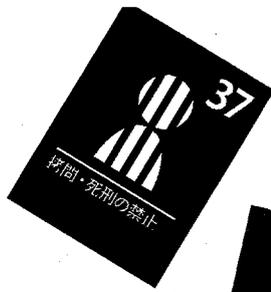
① はい ② いいえ

(2) 「ふるさと教育・学校推進事業」(地域(マチ)は大きな学校)について

① 安平町には以前から「地域(マチ)は大きな学校」という言葉が聞かれてきたが、イメージするのには、どのようなことでしょうか。(3つまで複数回答可)

① 安平町は、子どもが地域の人々とともに自主的・自律的に学び、育つまちである
② 安平町は、地域(地区)の遠いにとらわれず、子どもたちが学び、育つまちである
③ 安平町は、官・民の遠いにとらわれず、子どもたちを育むまちである
④ 安平町は、地域住民がまちの子どもたちの教育について、他の課題よりも強く意識しているまちである
⑤ 安平町は、大人が地域の人々とともに自主的・自律的に学び、育つまちである
⑥ 安平町は、地域(地区)の遠いにとらわれず、大人が学びあうまちである
⑦ 安平町は、官・民の遠いにとらわれず、大人たちが学びあうまちである
⑧ 安平町は、地域住民が大人の生涯学習について、他の課題よりも強く意識しているまちである
⑨ その他 (自由記述)

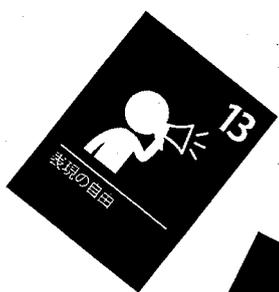
質問は以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。



ユニセフ「子どもの権利」 学校アンケート

令和5年度パイロット調査 参加校募集要項

(公財)日本ユニセフ協会 学校事業部
TEL 03-5789-2014 Eメール se-jcu@unicef.or.jp



はじめに

本年、「子どもの権利条約」は採択から 35 年を迎えます。日本では「こども基本法」の施行や生徒指導提要の改訂などを背景に、学校においても「子どもの権利」を推進する取り組みが求められています。

さて、学校において「子どもの権利」を推進していくとは、どのようなことでしょうか？「子どもの権利条約」を読んだことがあるという先生方も、それを具体的に思い描くことは難しいかもしれません。

そこで、学校での子どもたちの生活を「子どもの権利」の視点から評価することができる“ユニセフ「子どもの権利」学校アンケート”を作成いたしました。本アンケートの質問項目は、ユニセフ本部が作成したアンケートをもとに、生徒指導提要の執筆者のお一人でもある 竹内 和雄 教授（兵庫県立大学）のご協力を得て、日本の学校向けに改訂いたしました。

今回、本アンケートを使用したパイロット調査にご参加いただける自治体・学校を募集いたします。アンケートには、先生方および児童・生徒の皆さんにご回答をお願いいたします。

なお、本調査は、学校・自治体間の比較や外部評価を目的としたものではなく、あくまでご参加いただく自治体の子ども施策や各学校でのお取り組みにお役立ていただくことを目的としております。また、お寄せいただいたアンケート結果は、「子どもの権利」の推進を目的とする当協会のアドボカシー・教育事業に役立てさせていただきます。

参加方法、調査の実施形態等については、下記「実施要項」をご参照ください。日頃から、学校の「子どもの権利」推進について関心をお持ちの自治体や学校の皆さまにご参加いただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和 5 年度 パイロット調査

ユニセフ「子どもの権利」学校アンケート 実施要項

- 主催：公益財団法人 日本ユニセフ協会 学校事業部
〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 TEL:03-5789-2014
Eメール: se-jcu@unicef.or.jp
- 実施時期：2024 年 1 月 26 日～3 月 31 日
- 対象：
 - 国内の小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員、および、児童・生徒
 - ※ 各校の全員の参加でも、一部の参加でも構いません。参加する学年なども学校でご判断ください。ただし、必ず教員と子どもの双方が参加するようにお願いいたします。
- 実施方法：
 - 日本ユニセフ協会が提供する Google Form を使用し、参加教員および児童・生徒が質問票に回答
 - ※ 質問回答用のフォームは、参加自治体、あるいは、参加校ごとに作成されます
 - ※ 教員、児童・生徒ともに同じ質問項目に回答します
 - ※ 匿名での回答です。個人情報などは一切特定されません。
 - ※ Google Form が使用できない場合はご相談ください

● 結果の共有について:

- ・ 参加された学校ごとに結果をお伝えします(属性ごとに集計)。自治体単位でご参加の場合は、当該自治体に各学校の結果をお伝えいたします。(各学校へ直接お伝えすることも可能)
- ・ 全体の調査結果については公表予定ですが、学校や自治体ごとの結果は公表いたしません。

● 参加方法:

- ① 参加を希望する自治体・学校は、(公財)日本ユニセフ協会 学校事業部 宛にご連絡ください。
Eメール:se-jcu@unicef.or.jp TEL:03-5789-2014 FAX:03-5789-2034
- ※ タイトルに「ユニセフ「子どもの権利」学校アンケート参加希望」と記載のうえ、自治体/学校名、ご担当者やご連絡先に関する情報をご連絡ください。
- ② 質問回答用の Google Form の URL 等を学校へお送りします
- ③ 各学校で URL を教員および児童・生徒の皆さんに配布、回答を指示してください(回答期限: 2024年3月31日)

● アンケートの質問項目

体の健康

- ① 学校は、運動しやすく、じゅうぶんに体を動かしている
- ② 学校では健康の大切さを学ぶ機会があり、よくわかっている

心の健康

- ① 学校は子どもにストレスがかかりすぎないようにしている
- ② 困ったときに安心して相談できるおとなが学校にいる

学校での学び

- ① 学校では、自分の可能性をのばすことができる
- ② 学習が難しいとき個別のサポートをじゅうぶんに受けることができる

安心な環境

- ① 先生たちと子どもたちは、おたがいをじゅうぶんに尊重しあっている
- ② いじめなどが起きたとき、学校は、すぐに子どもに寄りそってくれる

意見表明

- ① 学校生活について意見が言え、学校はよく受けとめてくれる
- ② 学校では、子どもが中心になって活動する場面がよくある

子どもの権利

- ① 先生たちは「子どもの権利条約」をよく理解して、子どもを大切にしている
- ② 学校では、子どもが「子どもの権利」を学ぶ機会があり、よくわかっている

各質問に1(そう思わない)~5(そう思う)までの度合いで回答します。子どもたちは自分や自分の学校について考えながら答えます。先生方はご自身の学校の子どもの生活の思い浮かべてご回答いただきます。上記の質問項目のほか、学校名や教員・生徒の別、学年(子どもの場合)、性別をおうかがいします。



ユニセフ「子どもの権利」



学校アンケート



～安平町～



みなさんの声を聞かせてください



こんにちは。ユニセフです。

ユニセフは、子どもたちの権利を守るために世界中で活動しています。

さて、日本の学校では、子どもたちはどんな生活をおくっていますか？
ぜひ、このアンケートを通じて、みなさんの声を聞かせてください。

児童・生徒のみなさんは、自分や自分の学校について考えながら教えてください。
先生方は、ご自身の学校の子どもたちの生活を思い浮かべて教えてください。

お名前は聞きません。だれがどのように答えたかもわからないようになっています。
安心して、自分の考えをそのままお答えくださいね。
もし、ひとりで答えることがむずかしいときには、まわりのおとなの人にそうだんしてください。

みなさんの学校がよりすてきなところになるために、
このアンケートの結果が役に立つかもしれません。

ご協力をよろしくお願いいたします。

二次元コードをよみとって、
アンケートフォームにアクセス→



または以下の URL から
<https://forms.gle/eL4FSv4iKCTupKXB8>

次期子ども・子育て支援事業計画策定に関するご意見・ご提案

	提言時期	分類	主な内容等
1	第22回	アンケート調査	子どもの四大権利、とりわけ子どもの「食生活」についての現状を把握するための項目を入れて欲しい。(野村委員)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

こども政策について ～こども基本法・こども大綱等～

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁について

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。

みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の司令塔としての総合調整

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児支援 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案

(2) 地方自治体との連携強化

(3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

こども基本法とこども大綱

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
- 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

7

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
(例)居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
(例)働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
(例)教育施策(国民全体の教育の振興など)
医療施策(小児医療を含む医療の確保・提供など)
雇用施策(雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、**個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けない**ことができるようにすること。
2. 全てのこどもについて、**適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。**
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。**
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。**
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して**こどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、**家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、**こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。**
6. **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。**

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

9

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定 (努力義務)

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする (こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること)
- 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体(※)は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**(例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等)を講ずるものとする
※「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会(例：教育委員会)や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保 (努力義務)

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓
全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

*こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

11

こども大綱等に関する岸田総理大臣ご発言 （令和5年12月22日こども政策推進会議）

○ 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。

○ 「こども大綱」においては、

- ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、
- など、こども政策を進めていくための基本的な方針をお示ししました。

○ これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。

○ 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示ししました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。

○ 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。

○ このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。

○ これは少子化対策の財源確保のためだけでなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。

○ こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。

○ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係関係が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

12

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (こども・若者向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

なのです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

かとう あゆこ
加藤 鮎子

自治体こども計画策定支援について

こどもまんなか
こども家庭庁
27

都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定支援(1)

子ども基本法上の位置づけ

(都道府県子ども計画等)

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

子ども大綱上の位置づけ

第2 子ども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体子ども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 子ども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体子ども計画の策定促進)

子ども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体子ども計画は、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

子ども施策に関する計画を自治体子ども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体子ども計画の策定・推進状況や子どもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

➤ 子ども家庭庁は自治体の子ども計画策定をサポートするため、次頁の施策を実施。

16

都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定支援(4)

支援②～計画策定ガイドラインの作成～

- 自治体の中には既に、子どもに関する計画を一体的に策定している事例や子ども・子育て関係者等に意見を聴きながら計画策定を行っている事例があることから、これらの調査を行うことにより、自治体子ども計画の策定手順や留意点をまとめたガイドラインを取りまとめ、令和5年度末をめどに公表する。また、令和6年度は事例の調査範囲や内容を拡充し、ガイドラインの改定を予定している。

- (スケジュール) R5.10～ 子どもに関する計画の基となる法令等の調査、整理
R5.11～ 事例調査・自治体ヒアリング
随時 ★有識者会議(全4回)
R6.3 ガイドラインのとりまとめ・公表

★ 有識者会議について

R5.11.27 第一回 自治体子ども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議

・ガイドライン構成案についての方針を確認

➤ 子ども大綱の概要を示しつつ、地域の実情を踏まえた計画策定支援となるようなガイドラインとすること
ヒアリングをはじめとする調査を踏まえて自治体の現状に沿ったガイドラインとすること

R5.12.26 第二回 自治体子ども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議

・ガイドライン骨子について確認、自治体ヒアリングの現状共有

R6.2～3 第三～四回を実施予定。

※会議の状況については子ども家庭庁ホームページでも公表中。

都道府県子ども計画・市町村子ども計画



こども・若者の意見反映

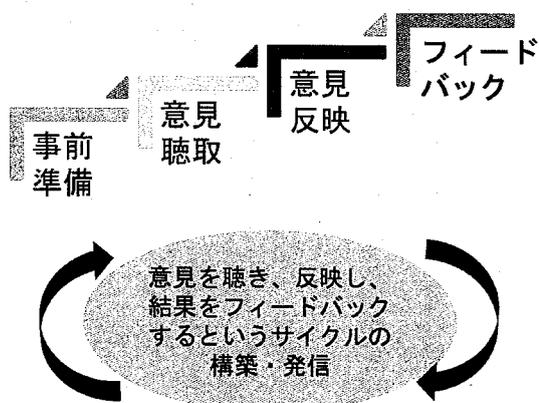
こどもまんなか こども家庭庁

23

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、こどもや若者の状況や特性は多様であることを認識し、その最善の利益を第一に考え、安心・安全を確保して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方やプロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進めることが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

↳ こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳ 様々な手法や機会を組み合わせる聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳ こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳ 意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(2)

意見を聴く前に

- 十分な情報提供や学習機会
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- こども・若者によるテーマ設定
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



意見を聴くときに

- 多様な参画機会
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- 意見を言いやすい環境
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- 様々な手法の選択肢
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- 声をあげにくいこども・若者
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための状況や特性に合わせた工夫や配慮。

結果のフィードバック

- 分かりやすいフィードバック
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- 振り返り
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- 社会全体の発信
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。

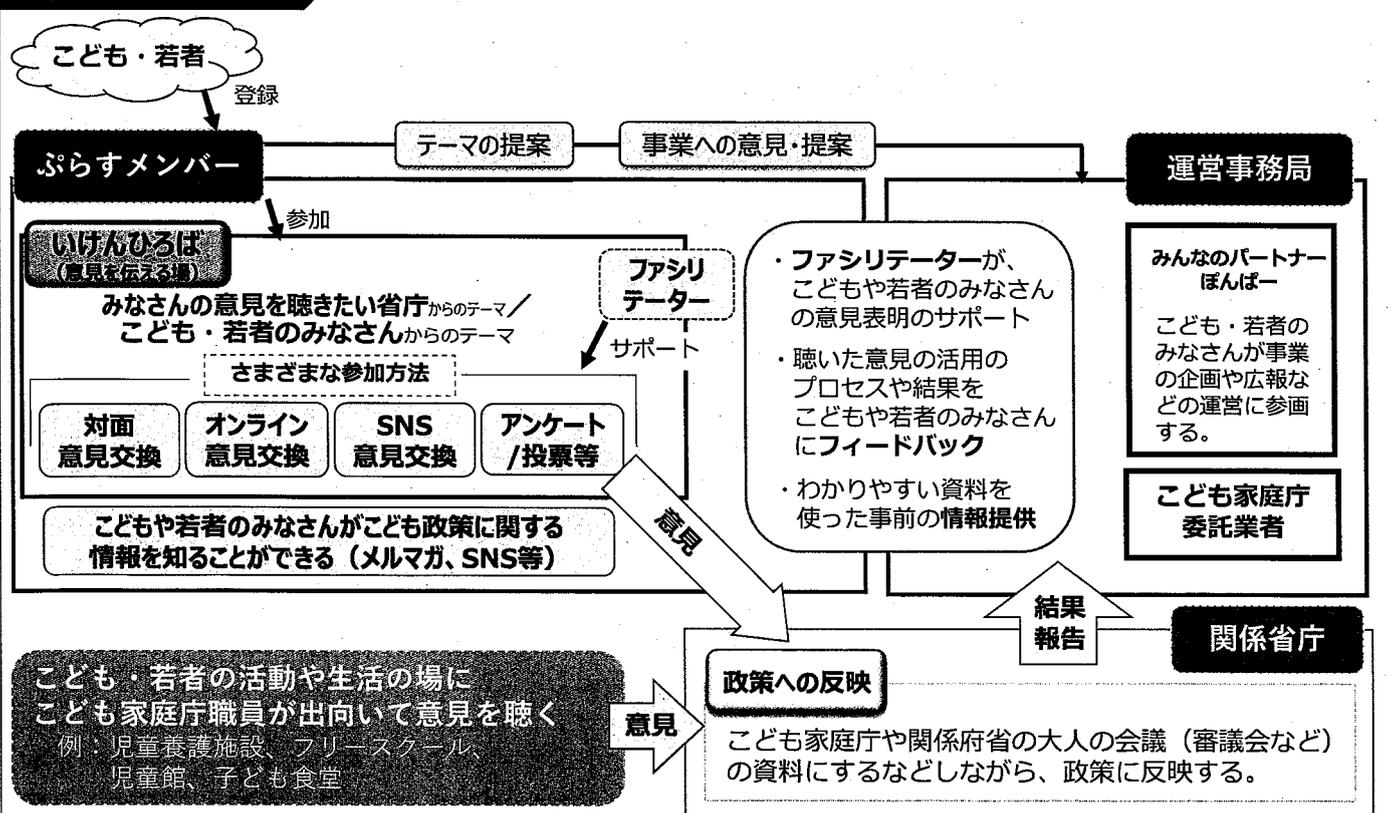


政策への反映

- こども・若者の最善の利益
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。

こども若者★いけんぷらす (こども・若者意見反映推進事業)

しくみ (イメージ)



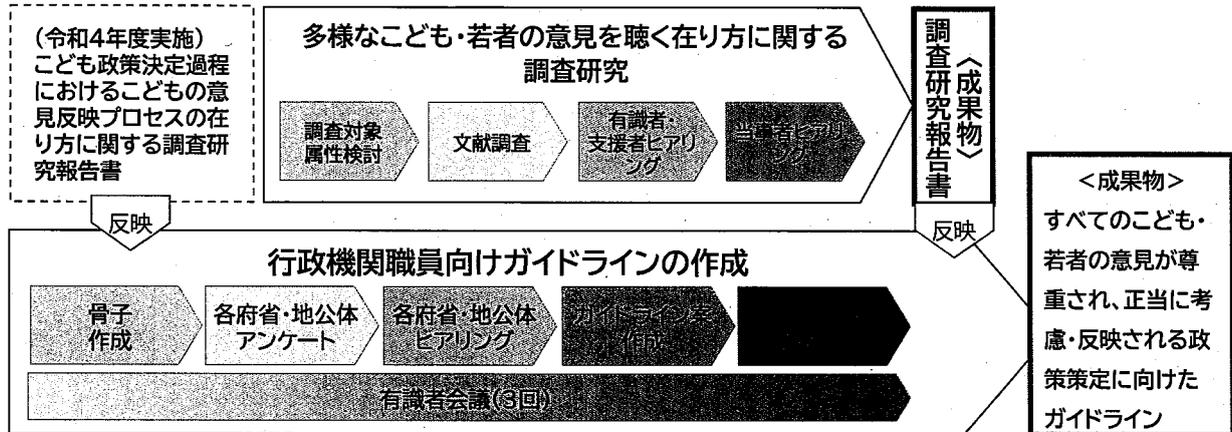
多様な子ども・若者の意見を聴く在り方及び子どもの意見反映に関する
行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究

調査研究の概要

令和4年度に子ども家庭庁設立準備室において実施した「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」において、声をあげにくい子どもや若者からの意見聴取の在り方について更なる検討の深堀りが求められたことを踏まえ、多様な子ども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行う。

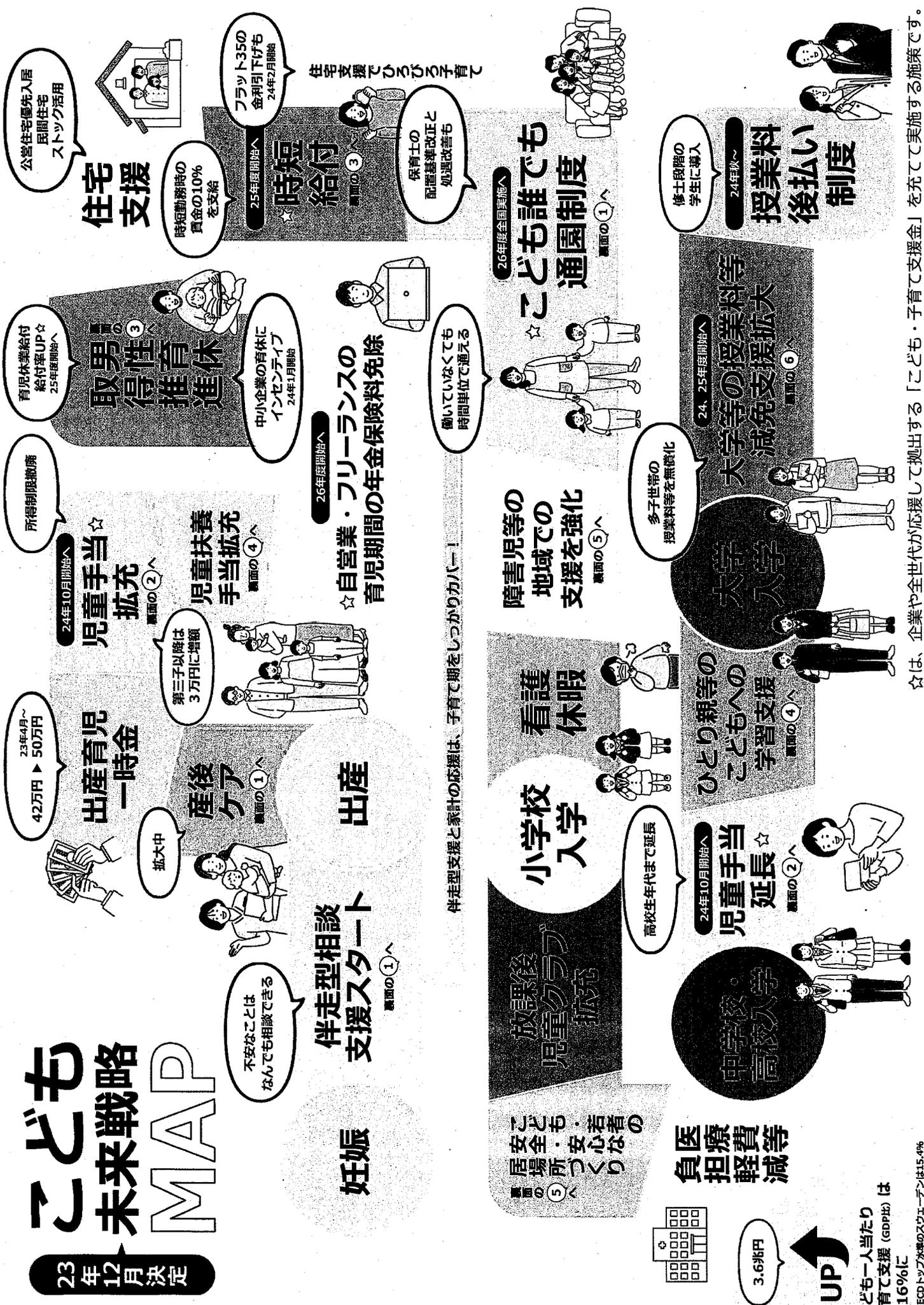
また、そこで得られた内容等も踏まえ、各府省や地方公共団体の職員が、子どもの意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう意見聴取の際の留意点等をまとめたガイドラインを作成する。

調査研究の流れ



こども未来戦略MAP

23年12月決定



こども一人当たり
子育て支援 (GDP比) は
約16%に
※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

病児保育に係る研究視察

令和5（2023）年12月20日（水）～21日（木）

〔視察者〕

追分福社会：山城園長・吉成教頭・奥山事務長

リズム学園：福田園長・梅原教頭

教育委員会：井内LPM・三上

2024/2/7

1

病児保育に関する当町の経緯等

- 平成27年4月1日、いわゆる「子ども・子育て新制度」が完全施行
- 病児保育は、子ども・子育て支援法に定められる、いわゆる「子ども・子育て13事業」であり、事業の導入に努めるべきとされる。
- 当町では、第1期子ども・子育て支援事業計画（H27-R1）を策定し、病児保育について調査・研究を進めていく旨記載
- 第2期子ども・子育て支援事業計画がR2-R6でスタートしたが、病児保育の書きぶりの進展の無さが委員より指摘されている。
- 現段階の中期予算計画上は、R8着工、R9運用開始を目途としたスケジュールとなっている。

2024/2/7

2

病児保育とは

国の定める「病児保育事業実施要綱」により、次のとおり分類される。

①病児対応型 ～ 有症する状態で、急変の可能性が低い方

②病後児対応型 ～ 回復期だが、集団保育が適切でない方

③体調不良時対応型 ～ 保育中に体調不良となった方

④非施設型 ～ ①又は②の症状の方の自宅で一時的に対応

【オプション】

送迎対応 ～ ①から③事業の際に実施可能

2024/2/7

3

視察テーマ

- 現段階で想定されるR9年度からの運用開始を見据え、実際に運用していただく可能性の高い法人関係者とともに視察を行う。
- 同一のものを関係者が共有することで、共通認識の構築と議論の進捗を容易にすることが、その最大の目的である。



テーマ)

昨今の社会情勢を踏まえ、安平町における病児保育（病児対応型及び病後児対応型）導入の

- 実現の可能性 ～何ができて何ができないか？どのようにできるか？
- 実現の必要性 ～そもそも何が必要か？

本視察を踏まえた**考察**

今回の視察を踏まえて、

- ▶現状**病後児からの導入**を検討する旨公表しているが、本当に適切か？
- ▶R6-実施計画において、病児保育施設のR8建設・R9供用開始を想定しているが、本当に適切か？

について次頁以降で考察する。

〔**考察手法**〕

病児・病後児・体調不良児の**3事業のメリット・デメリットを整理**したうえで、

- 3事業の優先順位と
 - それに対応するスケジュール感を含めた中期予算計画の内容
- を再検討する。

病児対応型

メリット

- 【保護者】
- 預けられる日数/機会の最大化
 - ↳ 通常休む病気中も保育可能
- 【運用/運営者】
- 医師に近い場所で保育 = 安心安全
 - ↳ 医療機関で実施する場合
- 人材の融通が利く。
 - ↳ 保育施設との複合施設内であれば
- 【施設面】
- 病院や園に明らかな空きスペースがあれば利活用可能

デメリット

- 病後児との区別困難
 - 面積及び人材確保増大
 - ↳ 疾病毎に分ける必要あり！
- 医療機関で実施できなければ、大きなデメリットへ = 児童の安全確保が困難
- 医療機関の場合、融通困難 = 看護師は良いが、保育士はだぶつく。
- 要綱等にある訳ではないが、病院では一般的な措置
- 無ければ確保が必要なため、大きなデメリットへ

2024/2/7

7

メリデメから見える病児の特長

【病院内実施の場合】

- 医師との距離の近さが最大の武器 = 極めて大きな安心感
- 人材の融通度は、低下すると考えられる。
 - 看護師の融通は効くが、保育士は困難か。

【園内実施の場合】 ※独立近接の場合を含む

- 人材の融通度が最大化する。
 - 園内又は園周辺でできれば、より効果大
- 園で受入れ可否を完全にコントロールできれば、実施可能
 - 園判断でリスク高い児童は受けない。 = 病児実施の場合の最善策

2024/2/7

8

病後児対応型

メリット

- 【保護者】
 - 預けられる日数/機会 微増
 - ↳ 病児 > 病後児 > 体調不良児
- 【運用/運営者】
 - 医師に近い場所で保育 = 安心安全
 - ↳ 医療機関で実施する場合
 - 人材の融通が利く。
 - ↳ 保育施設との複合施設内であれば
- 【施設面】
 - 病院や園に明らかな空きスペースがあれば利活用可能

デメリット

- 病後児との区別困難
- 面積及び人材確保増大
 - ↳ 疾病毎に分ける必要あり！

医療機関で実施できなければ、大きなデメリットへ = 児童の安全確保が困難

医療機関の場合、融通困難 = 看護師は良いが、保育士はだぶつく。

要綱等にある訳ではないが、病院では一般的な措置

無ければ確保が必要なため、大きなデメリットへ

2024/2/7

9

メリデメから見える病後児の特長

- 「回復期」の定義/見定めが非常に困難
- よって、再発及び回復期末移行のリスクもある。
- これらに起因する不公平感からのトラブル発展が想定される。
- 人材の融通は、病児より高い可能性はある。



【結論】病後児のみ実施するメリットが少ない。

- 病児との設備や人的配置等が変わらない。 = コスト変わらない。
- むしろ、運営側のリスクが病児より高まる可能性あり。
- 病中期より回復期の方が短いものもあるため、保護者メリットも病児より低い。

2024/2/7

10

体調不良児対応型

メリット

- 【保護者】
 - 急なお迎えリスクの低下
 - 園内で看護師等が別室ケア
- 【運用/運営者】
 - 看護師配置 = 安心安全
 - 経営面で看護師設置の財源となる。
 - 人材（看護師・保育士）の融通が利く。
 - 保育施設内で実施できるため。
- 【施設面】
 - 園に明らかな空きスペースがあれば利活用可能

デメリット

- 【保護者】
 - 発症当日のみ利用可
 - 病児・病後児より機会が低下
- 【運用/運営者】
 - 看護師の採用/雇用継続リスク
 - 保育士の採用/雇用継続リスク

両園とも空きスペースがないため、デメリット = 確保の必要性

2024/2/7

11

メリデメから見える体調不良児型の特長

- 医療機関との連携が不要
 - 基本的にはお迎えを要請し、それまでの対応となる。
 - 園で人材調達とキャパシティ確保さえ整えば可能
- 両地区（両園）同時期での導入が可能



【結論】 病後児でなく体調不良児型から導入したい！

➤体調不良児型から実践し、病児/病後児の知識・経験を蓄積したい。

2024/2/7

12

体調不良児型の導入課題

【人材】

- 継続した看護師及び保育士確保
 - ▶こちらは、実施法人の課題

【施設】

- 空きスペース確保
 - ▶現状、両園で空きスペースがない。
 - ▶どのようにキャパシティを確保していくか？

〔解決策〕

はやきた ～次頁のとおり（建設時の課題と概ね同様）

おいわけ ～旧追分保育園の活用・療育貸与室の活用 など

2024/2/7

13

はやきたの課題解決手法（想定案）

1. みなくる活用

- ▶R7分園化の候補として浮上していることに鑑み、そのタイミングでの設置が考えられる。
- ▶ハード補助を活用するとすれば「大規模修繕」
 - ✓躯体をいじる場合は「改築」となる。

2. はやきたゆきだるま保育園 2F増築

- ▶2Fを増築できるような仕様にして建築済
- ▶当初は、研修棟やコミュニティスペースとしているが議論の余地有
- ▶ハード補助を活用するとすれば「改築」か？
 - ✓そもそも該当になるか、
 - ✓なるとすれば「改築」か「大規模修繕」か これらの確認を要する。

2024/2/7

14

はやきたの課題解決手法（想定）

3. 新設

▶費用が最大になるということ及び場所（土地）をどうするかが最大の
問題

✓面積的には、現学園校長宅道路向かいにあった教住（2軒長屋）の1軒ないし2軒
分程度でいいと考える。

✓「新築」における解体経費の相場から逆算し、それくらいの面積が妥当と考えら
れる。（アスベスト処理がなければ費用的に300万円程度。アスベスト処理で倍
程度）

※看護師等職員配置可能人数等に応じた面積確保（面積積算）が必要

▶しかしながら、地域協働の文脈でのCFCIがトレンドとなりつつある現
在の安平町において、地域コミュニティ施設との複合が考えられるな
らば、非常に有効な施設となり得る。

✓アビースポーツクラブ拠点兼コミュニティスペース など

2024/2/7

15

本視察で学んだ**最重要事項**

• 病児/病後児/体調不良児型導入における児童のメリットなし！

- ▶ピンチのとき、家庭の方と過ごすことが何より大切
- ▶園は、保護者の方の代わりにはなり得ない。＝愛情・愛着の限界
- ▶ネグレクト等の一部例外は考えられるが。

• 第一意義的には、家庭の方と一緒に休息を促す！

- ▶この理念とのコンフリクトで、これまで導入を検討してきていない。
- ▶延長保育の導入（早来）や延長保育の時間延長（追分）は、これを理念に進めていない。
- ▶休日保育は、ニーズ増大によりやむなく。～「なるべく家庭で」と促している。
- ▶土曜日保育も全員可能であるが、これを理念に「なるべく家庭で」
- ▶この理念は、両園共通である。



- これを踏まえてもなお、病児保育が**最低限の社会的インフラ／福祉**であると両園が認識
- よって、**第一義的責任は保護者**であるが、“**支援が必要な方のため**”導入する。
- その第1歩目が『**体調不良児型**』である。

2024/2/7

16

スケジュール（ロードマップ）【現在案】

年度（和暦）	内容
2年度	・実施計画策定 ・子ども子育て支援事業計画変更
3年度	（小規模保育所建設）
4年度	・子ども子育て支援事業計画中間見直し
5年度	・関係機関協議 ・先進事例視察
6-7年度	・関係機関協議 ・先進事例視察 ・場所/施設選定 ※実施場所への改修等や運用方法の検討
8年度	・施設設置等準備（改修等ハード整備や運営開始に向けたソフト準備）→順次運用開始？

保育提供量の拡大検討

【環境要因】

- 当町の教育まちづくりに注目が集まる。
- はや子やONESTEP（学童/放課後児童クラブ）、早来学園への利用希望増
- 移住増 ※安平町社会増～R4・R5
- 住宅供給増見込み
- ラピダスも2025試作ライン始動
- 宅地造成の動き



【仮説】

早来地区の保育キャパ（子ども園及び学童）が近々足りなくなる。

現在案

- **みなくる**を活用する。※シルバーと施設利用と**並行**使用想定
 - 未満児棟
 - 学童プラス1単位
- 時期は、未満児棟が最短で**R7.4**、学童が最短で**R8.4**

※学童は、R5.10より実施の常設放課後子ども教室の状況を経過観察中

令和6年2月19日開催

第23 安平町子ども・子育て会議

資料4

安平町における
「子どもにやさしいまちづくり事業」(CFCI)
令和5(2023)年度活動経過報告について

令和5年度 子どもにやさしいまちづくり事業 経過報告

① 庁内における活動実績一覧

本年度は、【資料 P47・48】のとおり活動を進めてきています。

② 追分中学校3年生 まちづくり提言

昨年7月、「総合的な学習の時間」の授業を活用し、安平町に対して全部で9つのグループから政策提言をしていただきました。【資料 P49-51】は、具体的にいただいたプレゼン資料のひとつです。いただいた資料はすべて、役場職員へ企画立案の検討資料として公開しました。

全てを資料添付できませんので、概要を整理すると次の通りです。

[グループ別提案概要]

- G1：町の良さを伝える ～観光客を増やす（ツアー・祭り）
- G2：防災の強化 ～公園の防災機能強化
- G3：タンテツコウ ～大規模施設でお客誘致
- G4：メディア活用で知名度向上 ～アニメ制作で特産品をPR
- G5：特産品開発 ～サクルズファームとのコラボ
- G6：菜の花プロジェクト ～菜の花イベントのお祭り化+商品開発
- G7：特産品で滞在時間アップ ～特産品を使用した食事メニュー強化
- G8：交通費補助と医療支援 ～金銭及びハード整備での支援
- G9：交通・企業誘致 ～イオンの誘致やハイブリッドタクシーの導入

[内容別提案概要]

① 観光

- └ ツアー
- └ 特産品（商品開発）
- └ アニメでPR
- └ 菜の花 お祭り化

② 防災 - 公園整備

③ 買い物対策 - 商業施設誘致

④ 子育て支援

- └ 夜間保育
- └ インフル予防接種 高校生無償化

⑤ 交通

- └ 利用料補助
- └ ハイブリッドタクシー（Mobi）

③早来学園9年生 まちづくりアクション

早来学園でも「総合の学習の時間」を活用し、「子どもにやさしいまちづくり」に関する授業が実施されました。【資料 P52-54】

「どうしたら子どもが意見を言いやすくなるか」「そもそもどうしたらまちに興味持ってもらえるか」の2軸をテーマに、実際に自分たちで考えたことをアクションしてみるというものでした。

最終的には、11月に副町長と教育長に対して成果報告を実施しています。

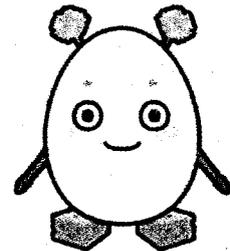
★資料のほかにも様々な提案をいただき、アクション中です★

- ・課の案内表示を手作りでやさしいイメージに。
- ・封筒にデザインを付ける。
- ・絵本で町をPRする。
- ・イベントを実施する。

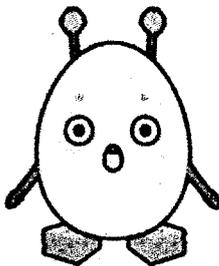
安平町非公式キャラクター『あびたまなっちゃん』について

今後、町公式ホームページにて使用するほか、次期「安平町子ども・子育て支援事業計画」などへ使用していきたいと考えています。

基本



驚いている顔



うれしい時の顔



悲しい時の顔



④子ども家庭庁意見反映ガイドラインへの事例紹介

現在国が策定中のガイドラインへ、この子ども・子育て会議が起点となった「廃道」に関する事例が掲載される見込みです。

以下は、掲載見込みの内容です。

- 掲載箇所 第1章はじめに1. なぜ子ども・若者の意見を聴くのか／なぜ意見を聴くことが大事なのか（意見反映の意義）

こども・若者に影響を与えることについて、こども・若者自身の意見が聴かれ政策に反映されることは、こども・若者と社会にとって大きな意義があります。

➡1つ目の意義

「こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」[1]ことです。例えば、こどもや若者の意見反映に取り組んできた地方自治体では、新しい児童館をつくるために中高生を募集し、運営に携わるようになったことで中高生の利用が以前に比べて10倍に増加した〇〇市の例や、危険な道路についてこどもから意見があがり、会議や議会で議論した結果、廃道が決まった北海道安平町の例があります。

⑤広報あびら「子どもにやさしいまちづくりPJ」連載

地域プロジェクトマネージャー井内氏による連載記事です。

CFCIを基軸に、学校や地域にまつわる保育・教育について、業務報告を兼ねた情報提供を実施しています。【資料 P55・56】

【今後の展望】 ～子どもの意見を聴くために・・・

これまで安平町では、子どもにやさしいまちづくり事業を推進してきました。

これはつまり、簡単に言えば子どもの権利条約の実践ということです。

安平町では「子どもの社会参画」のひとつの大きな形として、「子どもの意見を聴く」ということをとりわけて大切な目標としてきました。

これまでの安平町の取組みを振り返りながら、今後の展望についてお伝えします。

○これまでの実績

▶アンケート調査（オンライン・紙ベース）

事例：「早来学園建設」や「廃道」 など

▶ワークショップ形式

事例：「新しい学校をつくる会」や「新しい学校を考える会」 など

○中学生の意見から学んだこと

▶イベントの中で実施

子どもたちが来るイベントの中で、聞く時間や場所を設けることで、聞きやすく、伝えやすくする。

▶匿名での提案

現代の子どもたちは、匿名性が確保されることを強く望んでいるということが、今回判明した。

○今後の想定

▶子ども予算

子どもたちが予算の使途を考え、まちづくりを直接実行することを計画中【資料 P57-59】

中期予算計画においては、R8 年度（新条例制定後）に運用開始を想定

→条例の中でこのシステムを規定することを検討していきたい。

▶全庁展開

「子どもに意見を聴きたいが、どうしたらいいかわからない」という課（部署）があると考えている。

これまで教委が培ったものを我々が伴走・支援することで、各部署が子どもたちと接する機会を増やしていきたい。

【理想のかたち・・・】

私たち大人は、子どもたちが本来持つ意見をしっかり取り、引き出してあげることが必要です。それを実現するのは対話です。そしてその対話を成立させるためには、私たち大人が安心・信頼できる存在であると思ってもらうことが欠かせません。

対話が生まれれば、何か特別なことをしなくても、日々意見が蓄積していくことでしょう。そういった場づくり、関係づくりを、究極的には目指していきたいと考えています。

令和5(2023)年度 CFCI安平町独自活動実績

	年月日	分類	主な内容等
1	4月5日	広報	広報あびら4月号 子どもの権利四大原則等について
2	4月12日	研修	新規職員研修 概要説明
3	4月14日	会議	民生児童委員協議会4月定例会 概要説明
4	4月19日	視察	みんなのコード社 概要説明
5	4月25日	会議	人権擁護委員協議会総会 概要説明
6	4月28日	視察	岐阜県笠松町行政視察 概要説明
7	5月1日	その他	早来学園へCRE秋田研修動画及び資料提供
8	5月8日	会議	町教育研究会総会 概要説明
9	5月8日	広報	広報あびら5月号 子どもの権利に関するアンケート調査結果
10	5月9日	会議	第15回CFCI委員会
11	5月10日	研修	G7シンポジウム オンライン視聴(会内研修)
12	5月11日	その他	広報あびら4-5月号CFCI及びまちづくりPJ記事 全教職員共有
13	5月16日	視察	中国幼児教育環境に関する視察団 概要説明
14	5月19日	広報	移住ドラフト会議マッチング者対象ツアー 概要説明
15	5月29日	視察	沖縄県本部町教委視察 概要説明
16	5月31日	視察	北海道文教大学加藤教授研究視察
17	6月5日	広報	広報あびら6月号 子どもの権利に関するアンケート調査結果②
18	6月7日	その他	広報あびら6月号CFCI及びまちづくりPJ記事 全教職員共有
19	6月7日	会議	はやきた遊び場ネットワーク総会
20	6月14日	広報	CFCI通信 学校配布
21	6月19日	研修	豊田市管理職向け研修参加 計16名
22	6月30日	授業	人権教室(追中、弁護士)
23	7月3日	会議	本部担当者とのオンラインMTG
24	7月3日	視察	北海道文教大学加藤教授/小山田教授協働研究取材(アンケート内容等)
25	7月4日	授業	追分中学校授業視察(総合のまちづくり授業)
26	7月5日	その他	広報7月号まちづくりPJ記事 全教職員共有
27	7月20日	授業	追分中学校授業視察(総合のまちづくり授業 成果発表)
28	7月26日	研修	早来学園校内研(日本ユニセフ協会学校事業部CRE研修)
29	8月2日	その他	追中3年生提案の町全職員共有(FACEOFFICEにて)
30	8月4日	会議	あびら教育フォーラム登壇 教育とCFCIの関係などPR
31	8月7日	視察	士幌町議会視察 概要説明
32	8月7日	その他	広報8月号まちづくりPJ記事 全教職員共有
33	8月29日	授業	追中2年社会科授業視察(子どもの意見に基づく探究授業)
34	9月5日	その他	広報9月号まちづくりPJ記事 全教職員共有
35	9月12日	会議	早来学園ルールメイキングプロジェクト キックオフミーティング
36	9月21日	授業	早来学園9年生総合CFCI授業
37	9月21日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
38	9月22日	会議	CFCI委員会
39	9月26日	授業	早来学園9年生総合CFCI授業
40	9月26日	研修	子どもまんなかシンポジウム 視聴
41	9月29日	視察	イオンマガジン・三菱マテリアル 早来学園取材/見学
42	10月4日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
43	10月5日	その他	広報10月号まちづくりPJ記事 全教職員共有
44	10月13日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
45	10月18日	授業	早来学園9年生総合CFCI授業

46	10月24日	授業	早来学園 9年生総合CFCI授業
47	10月25日	視察	四万十町視察 概要説明
48	10月25日	視察	三重県川越町視察 概要説明
49	11月1日	授業	早来学園 9年生総合CFCI授業
50	11月2日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
51	11月6日	会議	安平町議会総務常任委員会 説明
52	11月6日	その他	広報11月号まちづくりPJ記事 全教職員共有
53	11月10日	会議	自然保育学会登壇
54	11月20日	視察	北海道大学大学院公共政策院
55	11月21日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
56	11月26日	会議	子どもの権利条約フォーラム参加 豊田市
57	12月1日	研修	早来学園スクールフェスティバル 職員研修
58	12月5日	授業	北海道文教大学 教育基礎論 講話
59	12月14日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
60	12月19日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
61	1月5日	研修	管内子ども園研修周知 (子どもの権利関係)
62	1月15日	視察	ニセコ町子ども議会傍聴
63	1月16日	研修	セイブ・ザ・チルドレン 子どもの権利条例と子どもの最善の利益 自治体向け勉強会
64	1月18日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
65	1月19日	研修	自治体における意見表明・反映の推進研修
66	1月22日	研修	こどもまんなかりレーシンポジウム
67	1月26日	研修	第57回ユニセフ研修会
68	1月30日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
69	2月2日	授業	早来学園校則改定委員会
70	1月31日	会議	早小とのCRE実践導入に向けたオフラインMTG
71	2月6日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
72	2月8日	授業	早来学園ルールメイキングプロジェクト
会議		13	
広報		5	
視察		12	
研修		11	
授業		22	
その他		9	
		72	

総合的な学習 地域学習
安平町にも防災公園を！
3年A組

① 安平町周辺で発生した過去の地震
2018年9月6日 胆振東部地震
 最大震度7
 マグニチュード6.7
 死亡者42名安平は0
 建物倒壊 462棟
 広い範囲で液状化現象が発生
 ブラックアウトが発生



胆振東部地震時の札幌市内の様子



すすきの

安平は比較的災害は少ない場所ですが
 非常時に備えることが大切だと思い...
 とあることを提言します
 それは...

防災公園

そもそも防災公園とは？
 防災公園とは、災害時に人々の命を守る役割を担い、都市型の防災構造を強化するために整備された公園。
 普段＝普通の公園（遊べる場所）
 非常時＝避難場所

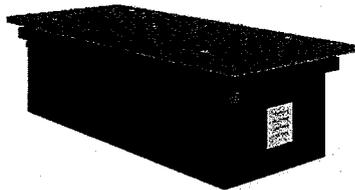
- 防災公園にあったら確実に良い物
- 1、防災トイレ（常設型防災トイレ・マンホール型防災トイレ）
 - 2、かまどベンチ
 - 3、避難誘導灯
 - 4、ヘリポート
 - 5、太陽光発電など

① 防災トイレ
 災害時などに一時的に設置する、組立型トイレ。
 しかし、抗菌効果が無いため食中毒や感染症などの危険がある

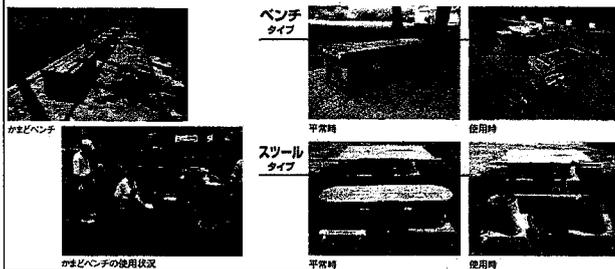


② かまどベンチ

通常時は普通のベンチとして使用でき、非常時にはかまどとして使用できる。安全性も十分確認されています。

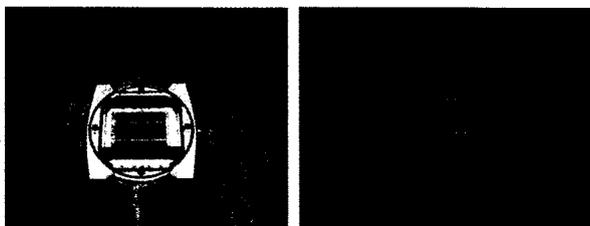


かまどベンチの例



③ 避難誘導灯

避難を容易にするために避難口や避難方向を指示するための照明設備

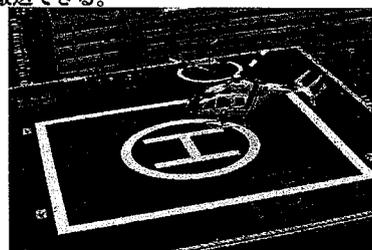


避難誘導灯

夜間、発光している状態

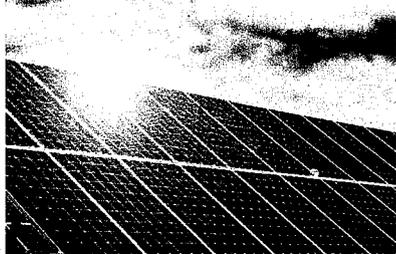
④ ヘリポート

災害時に怪我人などをヘリポートで運ぶ。迅速な手段で病院に搬送できる。



⑤ 太陽光パネルの設置

災害で発生する停電に備えて太陽光で電気を蓄える。



「でも...仮に防災公園を建てたとして...
一体、どこに防災公園を建ててるんですか？」
などといった疑問があると思います。



でもお任せください!!
防災公園を建てる敷地の事はしっかり
考えています!!

それでは、説明していきます。!!

防災公園を仮に建てるとした時の想定

安平小

早来小

遠浅小

早来中



早来学園開校

1. 早来中は地震の影響で使用不可。(胆振東部地震)
2. 早来学園は早来小の横の土地に建てた。
3. そうすると...安平小と遠浅小の土地が残っている。
4. だから、残った土地に防災公園を作る!!

だけど...実はもう一つ疑問があります。

それは...

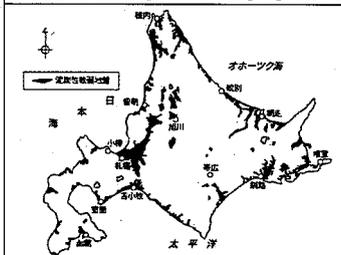


安平小と遠浅小の土地（地盤）が、
本当に安全なのか？

と、いう問題です。

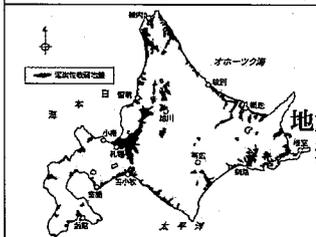
という事で...この地盤の事を調べました。

結果は...
安全性が確認されました！



安全な理由。

泥炭性軟弱地盤の危険性（リスク）が低い



↓
地盤が強い。

地震や水害による被害が少ない
液状化現象の被害も少ない

教育プログラムの実施

～防災・災害に関する教育プログラムを公園内で定期的に実施する～

防災に関する講座や火災・地震の避難訓練
実際にご飯の炊き出しや怪我をした時の応急処置
などの町としての交流の場を作る。



安平町民の安全に対する意識が向上し、
気持ちよく生活できる環境を作っていくことができる

安平の防災公園はこういう場所にしたい！

- 1、防災に関する意識を高める場。
- 2、もちろん、避難場所としても利用できる。
- 3、防災情報の発信や連絡経路を確保できる場
- 4、地域全体で災害に備える場

安平の防災公園はこういう場所にしたい！2

- 5、災害時に必要な物を蓄えておく倉庫がある場
- 6、幅広い対象に向けての防災意識の啓発や情報を伝える場
- 7、町民全体で考えて実行する場
- 8 平常時は子供達や高齢者が楽しく過ごせる憩いの場
- 9防災計画を明確に考える場

早来学園ができ、安平小と遠浅小の土地が
余っている為その土地を有効活用する
そして現実的な防災公園を提言します。



安平町立早来学園における CRE実践事例について

早来学園における主なCREの取り組み

自分が生きる世界を自分で変える。
それができれば、学校はもっと面白いなる。

早来学園は、世界も自分で切り拓いていく
学びの場を創りだす学校です。

早来学園
児童会
児童会役員

1年生から6年生まで
学年別活動を行っています。

#キミがつくる学校
はきっと面白い。

メンバー募集中!!



早来学園

ルールメイキングプロジェクト

2023年9月、スタート!



早来学園9年生
たのしい安平町づくり

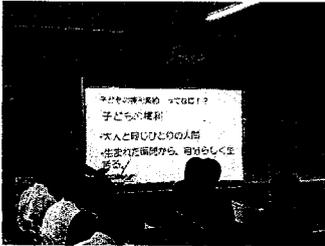


子どもの権利を大切にしたい学校とは？

子どもの権利を大切にしたい町とは？

9年生 まちづくり実践

インプット



安平町の特徴や政策、
子どもの権利について
役場職員から学ぶ

課題設定・アクション



子どもの権利を大切にしたいまち
づくりについての課題と解決策
を考えて実践する。

成果報告・提言



アクションの成果や
考察を町長や行政職員
にプレゼンする。

9年生 まちづくり実践

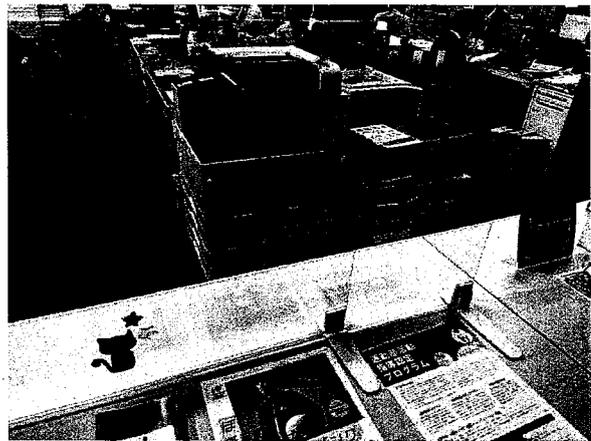
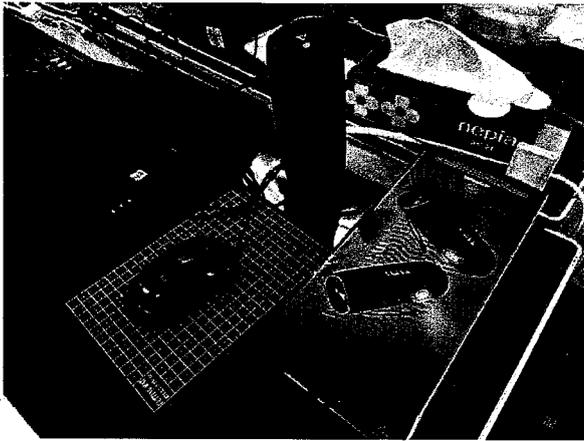
子どもの意見を大切にするとって言うけどさ、

①そもそも情報がない。まちのことを知らない。町に興味ない。

→まちのWEBのグランドデザイン

②意見を言いにくい。役場とか役場職員はかたくるしい。

→役場や職員の「あり方」のグランドデザイン



役場雰囲気改革

- 教育委員会フロアで常時BGMを流すことに。(全館検討中)
- 職員の服装に関しても「親しみやすい」をテーマに庁内会議で議論が進められている。(まずはノーネクタイから)

安平町 キッズページ
ABIRA KIDS Page

安平町を知ろう!

専業主婦9年生が
考えてくれたよ!
あびたまなっちゃん
詳しくみる →

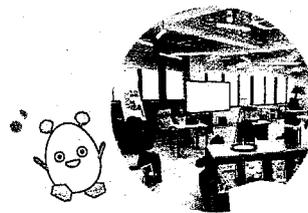
安平町役場ってどんなところ? →

安平町の遊び場紹介 →

キャラクター紹介 →

WEBサイトリニューアル
→安平町キッズサイトの開設(予定)

安平町の遊び場紹介



「安平町の子供たちに楽しんでもらいたい」
「安平町の施設を知ってほしい」ということで、
早来学園 9 年生が安平町の遊び場である施設
をピックアップしてご紹介!

安平町の遊び場紹介 →

ていあんくん

～みんなの声をまらづくりに～

安平町を今よりもっといい町にするためにみんなの意見や提案を募集しているよ!
みんながくれた意見や提案は町をもっといい町にするために参考にさせてもらうよ!
意見や提案じゃなくても自分が住んでいる地域のお話や身の回りのうれしかったことや、
小さな出来事でもいいから教えてね!

詳しくみる →

子どもに
やさしい
まちづくりPJ

-vol.10-

子どもに やさしい学校

※PJ=プロジェクト

しています。

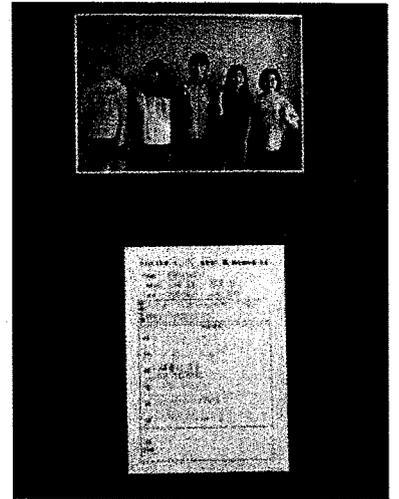
学校で取り組みがみられる
CFCI子どもにやさしい
まち。早来学園、追分中学
校と紹介し、最後は追分小学
校の取り組みです。

日常生活の中で活かす CFCI

子どもにやさしいまちの定
義を安平町では、「子どもが
あたり前に意見ができる」
「子ども達が安心して遊べる」
としています。また、令和5
年4月に制定された子ども基
本法の条文には「子どもと
もに考える」ことについて
触れられています。追分小学
校では、これらを踏まえた上
で特別な何かをするのではな
く日常の学校生活や教育活動
レベルで実践することを重視

子どもたちにはこれまで、「気
持ちのよい挨拶で追分小を明
るく楽しい学校にしよう」と
話をしてきました。あそうし
た中、子どもたちは登・下校
に加え、校内でも元気で爽や
かな挨拶を欠かさずしていま
す。新学期が始まって二か月
が経とうとしています。気が
持ちのよい挨拶はどんどんと
増え、「校長先生！」と名前
を呼んでくれたり、立ち止ま
ってお辞儀をしてくれたり、
私よりも早く遠い場所から
挨拶してくれたりする子ども
も見られます。とても嬉しく、
子どもたちの挨拶から毎日パ
ワーをもらっています。

「学校だより」より一部抜粋



児童会三役の活動

子どもの思いだけで学校がつ
くられるわけではありませ
ん。先生達も学校をつくる仲
間の一人です。先生達の思い
も対等に共有され、「子ども
が当たり前に見える学校」子
どもにやさしい学校がつくら
れていきます。上記の校長先
生の思いは児童会へと伝播し
ました。児童会が中心となっ
て開催された一年生を迎える
会では、全児童がお互いを知
ることができるよう工夫が
なされ、二学期には「友だち
一〇〇人心は一つ♡」という
企画が生まれました。一番身
近にいる仲間へ感謝の気持ち
を伝えるメッセージが校内に
掲示され、学校中が温かい気
持ちで包まれていきました。

CFCIを特別にしない

早来学園のルールメイキング
プロジェクトは画期的な取り
組みです。先進事例と言っ
てもいいでしょう。追分中学校
の調査研究を踏まえた町への
提言も先駆的なものです。た
だCFCIとは何も特別なも
のではありません。自分たち
に関わる問題について、子ど
もが当たり前に見える学校と
いうのは今までの学校でも取
り組んできたことです。学級
会で、児童会生徒会で、そし
て授業の中でも。

子どもの意見を聞くことを
特別ではなく当たり前のこと
とする。そんな素地が安平町
の学校に生まれつつあります。

第2章. 国内の先進事例の調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

国の政策におけるこどもの意見聴取、反映方法の検討の参考とすることを目的として、国内の先進的な取組に関する調査を実施した。

(2) 調査対象

基礎自治体（市・区・町）に加え、都・県も調査対象とした。また、計画や条例等での規定制度化まで実施されている事例から、アンケートやSNSによる意見収集・反映まで、幅広い取組内容を調査対象とした。文献調査により候補自治体を抽出した上で、検討委員会の委員からの推薦や情報提供も踏まえ、16自治体を調査対象として選定した（図表 2-1）。

子ども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの

在り方に関する調査研究

報告書

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

令和5（2023）年3月

NTT DATA

株式会社NTTデータ経営研究所

図表 2-1 調査対象一覧

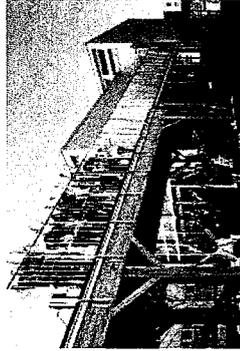
No	自治体	取組の概要
1	二セコ町 (北海道)	こども視点でのまちづくりとこどもたちの参加を目的に「小学生・中学生まちづくり委員会」「子ども議会」を設置し、こどもの意見反映に取り組んでいる。
2	石巻市 (宮城県)	石巻市子どもセンターらいつでは、「子どもセンター運営会議」に定期的にこどもが参加して児童館の運営にこどもの意見を反映している。また、「子どもまちづくりクラブ」「まぎとーく」「子ども会議」などのこども参加事業があり、指定管理者の選定においても子ども委員を設置しこどもの意見を反映している。
3	遊佐町 (山形県)	中学生が有権者となり、選挙で少年町長及び少年議員を選出するほか、少年議会において、独自予算（45万円）で政策を立案、実現させている。
4	千葉市 (千葉県)	こども・若者がよりよいまちづくりのために活動する「こども・若者市役所」や、それらの活動成果を発表する場である「こども・若者フォーラム」など、幅広い年齢、参画レベルで取組を実施している。
5	豊島区 (東京都)	「豊島こども大学」「利用者会議」「スキップ子ども会議」など、こどもの社会参加を促すための場づくりが進んでいる。また、「としこども会議」では、区職員がファシリテーターを務めて検討の助言をすなど、提案された意見の反映を目指している。

6	世田谷区 (東京都)	区長の附属機関である「子ども・青少年協議会」(区民、区議会議員、学識経験者、関係行政職員、および専門委員)を通じて、区政への子ども、若者の声を反映している。具体的には、ユースミーティング世田谷で青少年から意見を聴取し、ユースミーティング世田谷委員が子ども、青少年協議会小委員会に参加することにより、検討内容をフィードバックしている。
7	町田市 (東京都)	職員と共に市政を考える若者グループ「町田創造プロジェクト(MSP)」や、子どもセンター利用者が市長と語り合う「若者が市長と語る会」、子どもセンターを利用する子ども達が館内のルールやイベントを検討する「子ども委員会」、市民と有識者で構成する評価人チームが市の事業を評価する「市民参加型事業評価」など、幅広い年齢、参画レベルで取り組みを実施。「市民参加型事業評価」では、高校生の評価人が、市の全事業から評価対象事業を選定するとともに、有識者や市民評価人と一緒に事業を評価している。
8	立川市 (東京都)	夢育で・たちかわ子ども21プラン推進会議子ども委員、子ども委員会(子ども21プランの推進に子どもが参画)、子どもとおどなのはなしあい in 市議会議場(子どもの「やりたい」を提案してもらい、おどなど話し合っ、お金を出して実現)等の取組を実施している。
9	八王子市 (東京都)	名称や内容を改善しながら、20年以上に渡り、継続的に子どもがまわづくりについて考え、発言する場を創出している(現在の名称は「子ども☆ミライ会議」)。
10	川崎市 (神奈川県)	子ども主体の「子ども会議」、大人と子どもで構成される「学校教育推進会議」「子ども運営会議」など、市政等への子どもの意見反映を目的とし、意見表明をする場の整備が進んでいる。
11	新城市 (愛知県)	市長の附属機関である「若者議会」が年間上限1,000万円の予算で政策を企画、市議会承認を経て政策を実現している。
12	名古屋市長古屋市 (愛知県)	子どもの社会参画の場として「なごもっか」にて子どもの権利の回復を図る取組を実施している。
13	奈良市 (奈良県)	「奈良市子ども会議」は、テーマ検討段階から関係各課を巻き込むことで、関係各課が反映にコミットする体制に特徴がある。また、奈良市生涯学習財団と連携し、「もっどもっとおもしろい奈良をつくる100人会議」「子ども奈良CITY」等の子どもの社会参画も推進している。
14	尼崎市 (兵庫県)	若者・市民の交流の場として「尼崎市ユース交流センター」を運営し、様々な体験プログラムを運営するとともに、ユースカウンスル事業として若者が自ら若者の課題や解決方策を考える「Up to You!」ブ

つたり、知っていても参加しづらかったりする 不登校の子どもが過半数に達した場合、意向を聴く、匿名やオンライン等で気軽に意見を伝えることのできる場の設定などが必要である	障害のある子どもには個の特性に応じた配慮をした上で機会や場を設定することが必要である
--	--

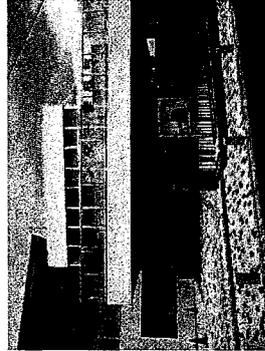
実際に、子どもセンターや児童館など、日常的に子どもや若者が訪れる施設を拠点とすることで、声をあげにくい子どもの意見を聴取する機会となっている自治体が見られる(石巻市、町田市等)。

図表 2-11 石巻市子どもセンターらいつ(石巻市)



- 所在地：宮城県石巻市立町
- 開館時間：9時30分～19時
- 利用対象：0歳～18歳未満の子どもとその保護者、子ども支援等に係る団体
- 「子ども会議」がセンターの運営方法や使い方について意見を出し合い、「運営会議」で子どもと大人が一緒に検討

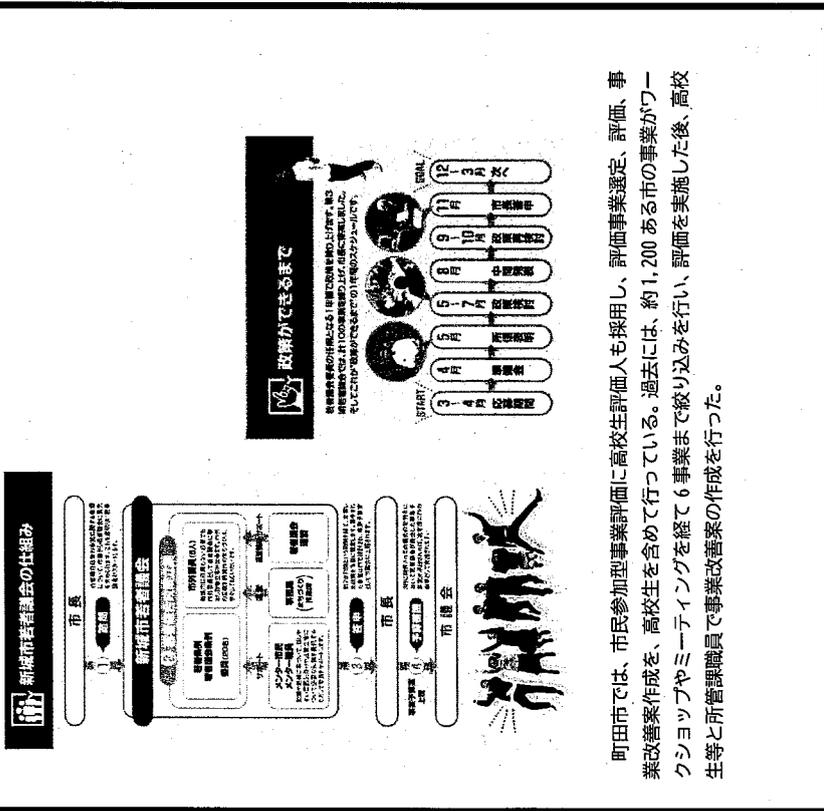
図表 2-12 子どもセンターあち(町田市)



- 所在地：東京都町田市中町
- 開館時間：10時～21時
- 利用対象：0歳～18歳までの子どもとその保護者
- 子どもたちで組織された「子ども委員会」が運営ルールの検討やイベント企画を行う
- 児童厚生員がスタッフとして常駐

7) 聴いた意見の政策への反映方法
子どもが意見表明を行う会議体等に予算や権限を付与し、意見反映の実現性を高める取組がみられる。例えば、新城市では、若者議会を市長の附属機関に位置付け、上限1千万円の予算提案権を付与している。これにより、図書館のリノベーションが行

われ、学習スペースが増える等に見える成果も出ている。
 図表 2-13 新城市若者議会の仕組み・政策立案過程⁵



⁵ <https://wakamono-gikai.jp/whats>

令和6年2月19日開催

第23回安平町子ども・子育て会議

資料5

児童館（早来児童センター）の開館時間 の変更について

児童館の開館時間の変更について

【現状】

- ・かねてより、朝の学校登校前の保育ニーズがある。
- ・これまでの歴史を振り返れば、教員の勤務時間前に登校するケースが散見されてきた。
 - この時間帯にトラブルが発生することも。
 - 学校職員の働き方改革となる。

【解決策】

- ・朝の居場所のニーズがある早来地区において、児童館（児童センター）の開放時間の拡大を図る。

【対応策】

①人的配置

児童館事業を実施するためには、常時2名以上の職員の配置が必要となることから、指定管理事業者に対して町が費用を負担する。

→R6年度当初予算要望済。R6.3月議会へ提案予定。

②開館時間

条例を改正することにより対応可能とする。

→朝の開始時刻を「午前7時から」とし、指定管理者がその中で運用する手法としたい。

→これにより、追分児童館は現状通りの運用（午前9時開館）が可能。

→R6.3月議会へ条例改正案を提案予定

安平町児童館条例

（使用時間）

第8条 児童館の使用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。